

平成30年6月25日

〒920-0362

金沢市古府2丁目189番

特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ 御中

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会

電話：03-5333-5881

FAX：03-5333-5577



回答書

貴会よりいただいた「申入書」につきまして、以下の通り回答申し上げます。

1. 貴会からの改定の申入れのございましたJUモデル注文書特約事項第2条（以下「特約第2条」という。）は、暴力団排除条項が制定される以前に、中古自動車販売事業者が反社会的勢力との意図せぬ契約の締結から離脱することを容易にするために、当会として制定した経緯があります。
また、JUモデル注文書特約事項第3条（以下「特約第3条」という。）の趣旨は、注文者に生じる契約締結上の責任を確認的に定めておくことにあります。
2. 貴会のご指摘の通り、特約第2条は、事業者側の契約締結上の過失に係る責任を免責するものと読みない表現への変更の検討が必要と思われます。
また、特約第3条に基づき、故意・過失等の要件を充たさない状態で事業者が注文者に対し損害賠償を請求することを防ぐ形での規定に変更することの検討が必要と考えます。
3. 当会としては、両特約事項を原因とする注文者である消費者と事業者とのトラブルを認知したことではなく、見直し等は行っておりませんでしたが、今回の貴会の申入れに係る改定案及び消費者契約法等の関係法令の趣旨を踏まえ、慎重に検討を進めてまいる所存です。

以上